

第3章 職業能力開発における知的財産権に係る取り組みのあり方

第3章 職業能力開発における知的財産権に係る取り組みのあり方

今回の調査で明らかになった最大の項目は、教育訓練の現場での関心の大きさと関連する知識・スキルの正しい付与を期待していることである。

これまでも所管する組織や都道府県単位での通達等については個別に行われていたと思われるが、今後はより積極的な指導やガイドラインの整備を行った上で関係する組織に対し周知させることが最も重要と思われる。

その意味で専門的見地からの研究及び支援を行う能力開発研究センターの果たす役割は大きい。

また、各能力開発施設にあっては組織の果たす法令遵守などの社会的責任（コンプライアンス）は重要な責務であり、そのための研修の実施、知的財産権の正しい管理、成果に対する職員の正当な評価を行うこと等で、その実効性が担保される。このことにより指導員のスキル・マインドがより向上し受講生（訓練生）との信頼関係及び地域経済社会との信頼関係の構築が果たされる。

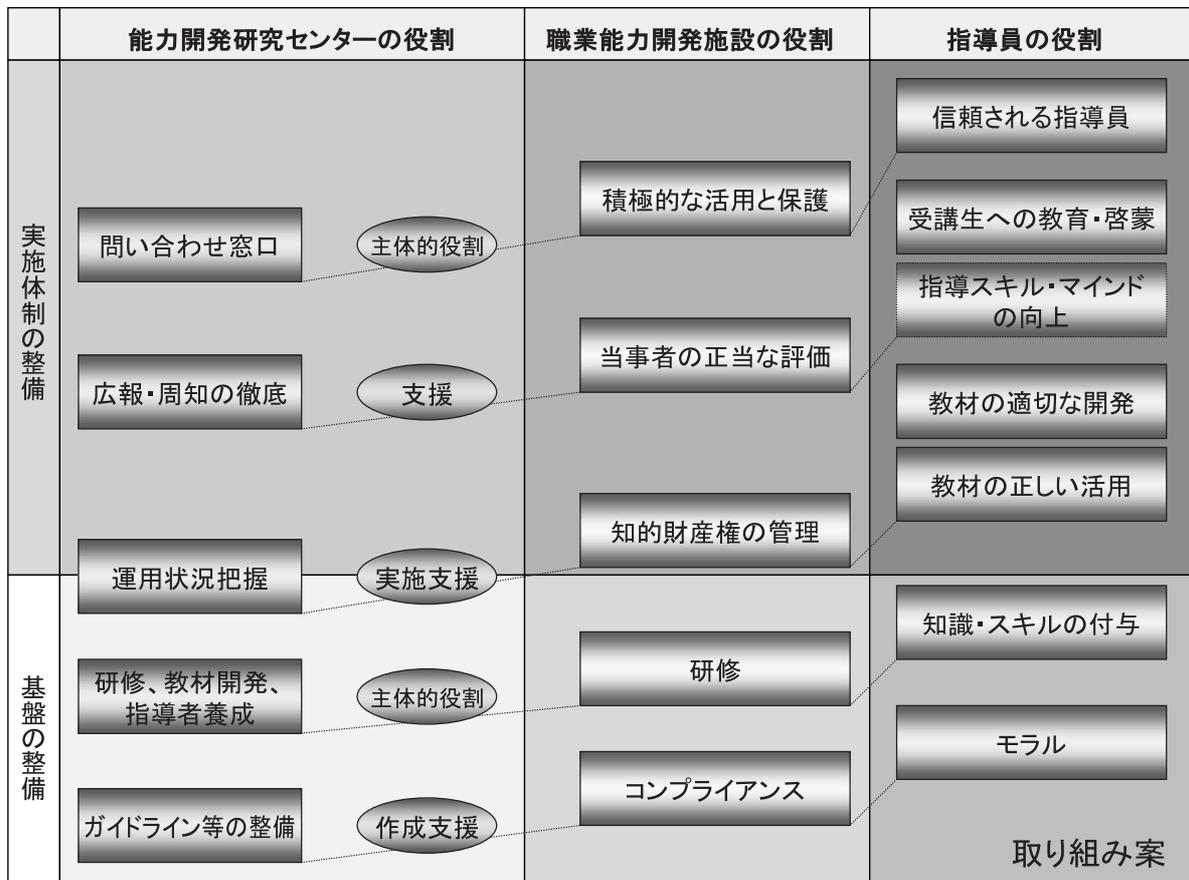


図1 知的財産権の取り組み案

